

議第78号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「300円」の次に「。ただし、自ら個人番号カードを利用して地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を介して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（第10号、第20号及び第22号において「端末機」という。）により所得に関する証明書の交付を受ける場合にあっては、1年度分1通につき200円とする。」を加え、同条第10号中「450円」の次に「。ただし、自ら個人番号カードを利用して端末機により磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を受ける場合にあっては、1通につき350円とする。」を加え、同条第20号中「300円」の次に「。ただし、自ら個人番号カードを利用して端末機により住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合にあっては、1通につき200円とする。」を加え、同条第22号中「300円」の次に「。ただし、自ら個人番号カードを利用して端末機により交付を受ける場合にあっては、1通につき200円とする。」を加える。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

三島市長 豊岡 武士